

京都府公報

号 外 第 12 号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

規 則	ペ ー ジ	
○京都府旅費条例施行規則の一部を改正する規則 (職員総務課)	1	○緑の公共事業補助金交付要綱の一部を改正する告示 (農村振興課)
○水道法施行細則等の一部を改正する規則 (公営企業経営課)	8	○国土調査費補助金交付要綱の一部を改正する告示 (用地課)
		○京都府大規模建築物等耐震化支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示 (建築指導課)
告 示		
○多様な働き方推進事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示 (労働政策室)	9	

規 則

次に掲げる規則をここに公布する。

京都府旅費条例施行規則の一部を改正する規則
水道法施行細則等の一部を改正する規則

令和 7 年 3 月 31 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府規則第55号

京都府旅費条例施行規則の一部を改正する規則

京都府旅費条例施行規則（昭和31年京都府規則第45号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（用語）

第1条 この規則において使用する用語は、京都府旅費条例（昭和25年京都府条例第43号。以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

第3条の見出し中「新規採用による」を「職員の採用に伴う移転のための」に改め、同条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

条例第3条第1項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

第3条第1項第1号中「場合、」を「場合」に改め、同条第2項中「規定する場合」を「掲げる場合における当該採用に伴う移転のため」に、「6級以下」を「指定職の職務以外」に、「に対する旅費額」を「の赴任の例によつて計算した旅費」に改める。

第4条中「の退職等に伴う旅費を支給しない」を「に規定する規則で定める」に改め、「の各号」を削る。

第5条を次のように改める。

（旅行命令等の変更を受けた場合等における旅費）

第5条 条例第3条第6項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 条例第3条第2項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

(2) 条例第3条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について条例第21条、第23条第1項及び第27条第2項の規定による旅費の支給を受けることがで

きる場合であつて、当該家族が死亡、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

2 条例第3条第6項に規定する規則で定める金額は、条例第29条第3項の規定により旅費を支給する場合を除くほか、次に掲げる金額とする。

- (1) 交通費（家族移転料のうちこれらに相当する部分を含む。）にあつては、条例第11条各号、第12条第1項各号、第13条、第14条第1項及び第15条各号に規定する費用について、これらの規定及び条例第7条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しをとつたにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しをとつたにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額
- (2) 宿泊費、包括宿泊費及び家族移転料（宿泊手当及び着後手当に相当する部分を除く。）にあつては、これらの種目について条例第7条、第17条、第18条及び第23条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しをとつたにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しをとつたにもかかわらずなお支払う必要がある額とを比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額
- (3) 移転料にあつては、条例第21条各号に規定する額の3分の1に相当する額の範囲内で旅行命令権者が認めた額
- (4) 前3号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認めた額

第6条の見出しを「(旅費額を喪失した場合における旅費)」に改め、同条中「の規定により、旅費を喪失した場合に支給する旅費の額は、次の各号に規定する額による」を「に規定する規則で定める金額は、次に掲げる金額とする」に改め、ただし書を削り、同条第1号中「輸送機関」を「交通手段」に、「乗船券等の切符類」を「乗船券、航空券等」に、「もの（以下「切符類」という。）」を「もの」に、「以下本条」を「次号」に、「により」を「及びこの規則の規定に基づき」に改め、同項第2号中「(切符類については、購入金額のうち未使用部分に相当する金額とする。)」を削り、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

条例第3条第7項に規定する規則で定める事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 交通事故その他の条例第3条第7項に規定する者の責めに帰することができない事情
- (2) 前条第1項第2号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情

第7条を次のように改める。

(旅行命令書等の記載事項又は記録事項)

第7条 条例第4条第4項に規定する規則で定める事項は、発令年月日、出発地、用務、用務先、到着地、旅行期間、旅行命令権者の職名並びに旅行者の氏名及び所属名、職名等とする。

第8条中「旅行者が」を「旅行者は」に、「足る」を「足りる」に改める。

第9条及び第10条を次のように改める。

(私有車旅行に利用することができる自家用自動車)

第9条 条例第6条第5項に規定する規則で定める自家用自動車は、次に掲げる要件を満たす自家用自動車とする。

- (1) 公務のための移動に利用する必要性が認められること。
- (2) その他旅行命令権者が定める要件を満たすこと。

(請求書の種類等)

第10条 条例第9条第1項に規定する請求書の種類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 次号に規定する旅費以外の旅費を請求する場合 出張旅費精算請求書又は出張旅費概算請求書
- (2) 条例第3条第1項に規定する赴任に係る旅費又は同条第2項第1号若しくは同条第5項の規定により移転料、着後手当、家族移転料若しくはこれらに相当するものが含まれる旅費を請求する場合 赴任旅費精算請求書又は赴任旅費概算請求書

2 条例第9条第1項に規定する記載事項又は記録事項は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

3 条例第9条第1項に規定する必要な資料の種類は、別表第3に定めるとおりとする。

4 条例第9条第2項に規定する期間は、やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を得た場合を除くほか、旅行を完了した日の翌日から起算して14日間とする。

5 条例第9条第3項に規定する期間は、精算による過払金の返納の告知の日の翌日から起算して14日間とする。

6 条例第9条第5項に規定する規則で定める方法は、任命権者が定める適当な方法とする。

第11条第1項中「6級以下」を「指定職の職務以外」に改め、同条第2項中「級の」を削る。

第12条第1項第3号中「、その他」を「、又は」に改め、同条第2項中「当該各号」を「これら」に改める。

第21条及び第22条を削る。

第19条中「基く旅費を支給した場合に」を「より旅費を支給する場合には」に、「こえた」を「超えた」に、「とき」を「場合において」に改め、同条を第22条とする。

第18条中「第31条第1項」を「第29条第1項」に、「規定するところ」を「定めるところ」に改め、同条第1号中「の

級がさかのぼつて」を「が遡つて」に改め、「行わない」の右に「こと」を加え、同条第2号中「宿泊施設、食堂施設等」を「宿泊施設等」に、「鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料又は食卓料」を「交通費、宿泊費、包括宿泊費又は宿泊手当」に改め、「しない」の右に「こと」を加え、同条第3号を削り、同条第4号中「当該医療施設に入つた日から宿泊料は、支給しない」を「宿泊費及び宿泊手当は、支給しないこと」に改め、同号ただし書中「条例別表第1に規定する宿泊料定額」を「宿泊費基準額」に、「範囲内における額を」を「範囲内で」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号中「別表第2の」を「別表に定める」に改め、「支給する」の右に「こと」を加え、同条中同号を第4号とし、第6号を削り、同条第7号中「正規の旅費額のうち」及び「これ」を削り、「支給しない」の右に「こと」を加え、同号を同条第5号とし、同条第8号中「条例又は」の右に「旅費に関する他の条例若しくは」を加え、「場合には、」を「場合には」に、「又は必要」を「又は通常必要」に、「とき」を「場合において」に改め、「不当に」を削り、「支給しない」の右に「こと」を加え、同号を同条第6号とし、同条を第21条とする。

第15条から第17条までを削る。

第14条中「については、別表第2による」を「は、別表第5に定めるとおりとする」に改め、同条を第18条とし、同条の次に次の2条を加える。

(退職者等の旅費の細則)

第19条 条例第27条第1項に規定する規則で定める旅費は、次に掲げる旅費とする。

- (1) 職員が出張のための旅行中に退職等となつた場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務にある職員として退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費
- (2) 職員が赴任のための旅行中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務にある職員として退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

(遺族等の旅費の細則)

第20条 条例第28条に規定する規則で定める旅費は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める旅費とする。

- (1) 職員が条例第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、同項（同号に係る部分に限る。）の規定により旅費を支給するとき。 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める旅費
 - ア 当該職員が出張のための旅行中に死亡した場合 出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費
 - イ 当該職員が赴任のための旅行中に死亡した場合 アに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費
- (2) 条例第3条第2項第3号の規定により旅費を支給する場合 出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）

2 遺族が前項第1号又は第2号に規定する旅費の支給を受ける場合の順位は、次に掲げる順位とし、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

- (1) 職員の配偶者
- (2) 職員の子
- (3) 職員の父母
- (4) 職員の孫
- (5) 職員の祖父母
- (6) 職員の兄弟姉妹
- (7) その他の職員の親族であつて職員の死亡当時職員と生計を一にしていたもの

第13条の2を削る。

第13条第1項中「及び第14条」を削り、「次の各号」を「、次の各号に掲げる場合」に、「当該」を「当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該」に改め、各号を次のように改める。

- (1) 公務の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合 条例第17条から第19条までに規定する宿泊費、包括宿泊費及び条例第20条に規定する宿泊手当
- (2) 前号に規定する事由により特に多額の交通費を要し、それらの実費額が日額旅費の額の2分の1を超える場合
その超える部分の額に相当する額

第13条第2項中「、宿泊料、食卓料」を「、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当」に、「金額」を「額」に改め、「ものとする」を削り、同条を第17条とする。

第12条の2中「第25条の2に規定する知事が」を「第25条に規定する規則で」に、「費用で」を「費用であつて、」に改め、同条を第16条とし、第12条の次に次の3条を加える。

(宿泊費基準額等)

第13条 条例第17条に規定する規則で定める額は、別表第4に定めるとおりとする。

2 条例第17条ただし書に規定する規則で定める場合は、現に支払つた費用の額が宿泊費基準額を超える場合であつ

て、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

- (1) 当該旅行の目的である会議等の主催者から宿泊施設の指定があり、当該宿泊施設以外に宿泊することが困難である場合
- (2) 宿泊する地域の特性その他やむを得ない事情があると認められる場合
(宿泊手当の定額等)

第14条 条例第20条に規定する規則で定める1夜当たりの定額は、2,400円とする。

2 宿泊手当の額は、条例及びこの規則の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項に規定する額の3分の2に相当する額
- (2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項に規定する額の3分の1に相当する額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、2,400円とする。ただし、条例及びこの規則の規定により支給される交通費（包括宿泊費及び家族移転料のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合には、当該額の3分の1に相当する額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は、支給しない。

（着後手当の調整）

第15条 条例第22条に規定する規則で定める移転は、次の各号に掲げる移転とし、同条に規定する規則で定める夜数は、当該各号に掲げる移転の区分に応じ当該各号に規定する夜数とする。

- (1) 新在勤地に到着後直ちに府設宿舎を利用し、又は自宅に入る移転 2夜
- (2) 赴任に伴う移転であつて、その路程が50キロメートル未満の鉄道によるもの（前号に該当する場合を除く。）
3夜
- (3) 赴任に伴う移転であつて、その路程が50キロメートル以上100キロメートル未満の鉄道によるもの（第1号の規定に該当する場合を除く。） 4夜

2 前項第2号及び第3号に規定する路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもつてそれぞれ鉄道1キロメートルとみなす。

第23条を次のように改める。

（協議の手続）

第23条 条例第29条第3項の規定による協議は、その都度その理由を示して当該旅費の支給前に行うものとする。

本則に次の3条を加える。

（旅費の特例）

第24条 条例第30条第2項に規定する旅費は、当該退職前の職務にある職員として第20条第1項第2号の規定に準じて計算した旅費とする。

（給与の種類）

第25条 条例第9条第4項及び第31条第2項に規定する給与の種類は、職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）に規定する給料、給料の調整額、教職調整額、扶養手当、地域手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（同条例第14条の3第1項に規定する特地勤務手当に準ずる手当を含む。）、へき地手当（同条例第14条の5第1項に規定するへき地手当に準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、農林漁業普及指導手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当並びにこれらに相当する給与とする。

（通勤手当との調整）

第26条 旅行者が職員の給与等に関する条例第13条に規定する通勤手当又はこれに相当する給与（以下この条において「通勤手当等」という。）の支給を受けている場合であつて、旅行の経路に当該通勤手当等の区間が含まれるときは、その重複する区間に係る旅費は、支給しない。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第10条関係）

旅費の請求に係る記載事項又は記録事項（請求書）

区分	記載事項又は記録事項
出張旅費精算請求書又は出張旅費概算請求書	旅行者の氏名及び所属名、職名等 旅行日ごとに出発地、経路、到着地、宿泊地（宿泊した場合に限る。以下この表において同じ。）、種目及びその金額 請求年月日 概算額、精算額、追給額及び返納額（いずれも、概算払に係る旅費を請求する場合に限る。以下この表において同じ。）
赴任旅費精算請求書又は赴任旅費概算請求書	旅行者の氏名及び所属名、職名等 旅行日ごとに出発地、経路、到着地、宿泊地、種目及びその金額 請求年月日 概算額、精算額、追給額及び返納額

別表第2中「(第14条関係)」を「(第18条関係)」に改め、同表の右欄及び備考中「食卓料」を「食卓日当」に改め、同表を別表第5とし、別表第1の次に次の3表を加える。

別表第2（第10条関係）

旅費の請求に係る記載事項又は記録事項（種目）

区分	記載事項又は記録事項
1 鉄道賃	条例第11条第1項第1号に掲げる運賃及び同項第2号から第4号までに掲げる料金の金額並びにこれらの合計金額
2 船賃	条例第12条第1項第1号から第3号までに掲げる運賃及び同項第4号から第6号までに掲げる料金の各金額並びにこれらの合計金額
3 航空賃	条例第13条に規定する運賃その他知事が別に定める費用の合計金額
4 車賃	条例第14条の規定により計算した金額
5 その他の交通費	条例第15条第1号から第4号までに掲げる費用の合計金額
6 宿泊費	宿泊を伴う旅行における夜数並びに条例第17条及び第19条に規定する費用の合計金額
7 包括宿泊費	宿泊を伴う旅行における夜数並びに条例第18条及び第19条に規定する費用の合計金額
8 宿泊手当	宿泊を伴う旅行における夜数及び条例第20条の規定により計算した金額
9 移転料	条例第21条に規定する金額
10 着後手当	条例第22条に規定する金額
11 家族移転料	1の項から8の項までの例に準じた記載事項又は記録事項、条例第23条に規定する合計金額及び旅行人員
12 旅行雑費	条例第25条に規定する金額

別表第3（第10条関係）

請求書に添付する資料

区分	添付する資料
1 航空賃	運賃の等級及び額を証明するに足りる資料 その支払を証明するに足りる資料
2 その他の交通費	その支払を証明するに足りる資料
3 宿泊費	その支払を証明するに足りる資料 第13条第2項各号のいずれかに該当することを証明するに足りる資料（条例第17条ただし書に規定する場合に該当する場合に限る。）
4 包括宿泊費	その支払を証明するに足りる資料
5 家族移転料	移転を証明するに足りる資料 同居する家族であることを証明するに足りる資料
6 旅行雑費	その支払を証明するに足りる資料

別表第4（第13条関係）

区分	宿泊費基準額（1夜につき）	
	指定職の職務にある者	指定職の職務以外の職務にある者
北海道	18,000円	13,000円
青森県	15,000円	11,000円
岩手県	13,000円	9,000円
宮城県	14,000円	10,000円
秋田県	15,000円	11,000円
山形県	14,000円	10,000円
福島県	11,000円	8,000円
茨城県	15,000円	11,000円
栃木県	14,000円	10,000円
群馬県	14,000円	10,000円
埼玉県	27,000円	19,000円
千葉県	24,000円	17,000円
東京都	27,000円	19,000円
神奈川県	22,000円	16,000円
新潟県	22,000円	16,000円
富山県	15,000円	11,000円

石川県	13,000円	9,000円
福井県	14,000円	10,000円
山梨県	17,000円	12,000円
長野県	15,000円	11,000円
岐阜県	18,000円	13,000円
静岡県	13,000円	9,000円
愛知県	15,000円	11,000円
三重県	13,000円	9,000円
滋賀県	15,000円	11,000円
京都府	27,000円	19,000円
大阪府	18,000円	13,000円
兵庫県	17,000円	12,000円
奈良県	15,000円	11,000円
和歌山県	15,000円	11,000円
鳥取県	11,000円	8,000円
島根県	13,000円	9,000円
岡山県	14,000円	10,000円
広島県	18,000円	13,000円
山口県	11,000円	8,000円
徳島県	14,000円	10,000円
香川県	21,000円	15,000円
愛媛県	14,000円	10,000円
高知県	15,000円	11,000円
福岡県	25,000円	18,000円
佐賀県	15,000円	11,000円
長崎県	15,000円	11,000円
熊本県	20,000円	14,000円
大分県	15,000円	11,000円
宮崎県	17,000円	12,000円
鹿児島県	17,000円	12,000円

沖縄県

15,000円

11,000円

別記第1号様式から別記第5号様式までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の京都府旅費条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に旅行命令権者が京都府旅費条例の一部を改正する条例（令和7年京都府条例第2号。以下「改正条例」という。）による改正後の京都府旅費条例（昭和25年京都府条例第43号。以下「新条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正条例による改正前の京都府旅費条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令権者が旧条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新規則の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 新規則第19条及び第20条の規定は、施行日以後に退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職となった場合については、なお従前の例による。
- 4 新規則第5条及び第6条の規定は、新条例第3条第6項及び第7項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

京都府規則第56号

水道法施行細則等の一部を改正する規則

(水道法施行細則の一部改正)

第1条 水道法施行細則（平成24年京都府規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条（見出しを含む。）中「第2条第6号」を「第2条第8号」に改め、同条第1号中「ついては1年」を「あつては2年」に、「ついては2年以上水道」を「あつては3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下「水道等」という。）」に、「もの」を「もの（同条第1号の卒業生にあつては1年以上、同条第2号の卒業生にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同条第2号中「又は第2号」を「から第6号まで」に改め、「及び学科目」を削り、「掲げる」を「規定する」に、「水道」を「水道等」に、「者」を「者（それぞれ当該年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同条第3号を削り、同条第4号中「の規定による」を「に規定する」に、「水道に」を「水道等に」に、「もの」を「もの（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同条第3号とし、同条の次に次の1号を加える。

- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条第2項に規定する第2次検定のうち建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項に規定す

る土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第2条第1号中「又は第4号」を「又は第5号」に、「学科目」を「課程」に、「修了者」を「修了した者」に改め、同条第2号中「第3条第2号」を「第3条第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に、「当該各号に掲げる」を「規定する」に改め、同条に次の2号を加える。

(4) 技術士法第4条第1項に規定する第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(5) 建設業法第27条第2項に規定する第2次検定のうち建設業法施行令第37条第1項に規定する土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

第3条（見出しを含む。）中「第4条第2項第7号」を「第4条第2項第4号」に改め、同条第1号を削り、同条第2号中「又は第4号」を「又は第5号」に、「学科目」を「課程」に、「修了者。第5号」を「修了した者。次号」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条を同条第1号とし、同条第3号中「又は」

を「若しくは」に、「及び学科目に相当する課程及び学科目」を「又は前号に規定する課程に相当する課程」に改め、「に掲げる年数」を「の卒業者ごとに規定する年数の2分の1」に改め、同号を同条第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 前条第3号に掲げる者

第3条第4号及び第5号を削り、同条第6号中「の規定による」を「に規定する」に、「者」を「者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）」に改め、同号を同条第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 建設業法第27条第2項に規定する第2次検定のうち建設業法施行令第37条第1項に規定する土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

第3条第7号を削る。

(水道法施行細則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 水道法施行細則の一部を改正する規則（平成31年京都府規則第13号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「この規則による改正後の」を削り、「第1条第4号」を「第1条第3号」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

告 示

京都府告示第188号

多様な働き方推進事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

多様な働き方推進事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

多様な働き方推進事業費補助金交付要綱（令和4年京都府告示第293号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、職業生活と家庭生活との両立に向け」を削る。

第2条第6号中「をはじめとする多様な人々」を「や外国人を含む多様な人材」に改める。

別表の1の項中「多様な働き方推進事業」を「誰もが働きやすい職場づくり事業」に、

「(5) (1)から(4)までの事業」を

「(5) 外国語又は平易な日本語による文書（就業規則、業務の手順書、事業所内の掲示物その他の業務上使用するためのものに限る。）の作成のための事業
(6) 従業員に業務上必要な日本語を学習させる事業
(7) (1)から(6)までの事業」

に、「(6)」を「(8)」に、「(5)

まで」を「(7)まで」に改め、同表の2の項中「(2) この項の補助対象事業の内容の欄の(1)から(4)までのいずれかに該当する事業を実施する場合」を削り、「(3) 複数」を「(2) 複数」に改め、同表の3の項中「(2) この項の補助対象事業の内容の欄の(1)又は(2)に該当する事業を実施する場合」を削り、「(3) 複数」を「(2) 複数」に改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

京都府告示第189号

緑の公共事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

緑の公共事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

緑の公共事業補助金交付要綱（平成14年京都府告示第548号）の一部を次のように改正する。

別表の3の項中「に基づいて実施する鳥獣被害防止の」を「(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(令和3年法律第71号)第4条第1項に規定する計画をいう。以下同じ。))に基づいて実施する鳥獣被害防止の」に改め、「地域提案」の右に「(鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知)第2の1に規定する取組をいう。))」を加え、

「 有害鳥獣捕獲の担い手 育成事業(有害鳥獣捕 獲猟具整備事業)	市町村	新規有害鳥獣捕獲員が 有害鳥獣捕獲に使用す る銃器の購入に要する 経費	事業費の2分の1 以内	事業費の2割 を超える増減	事業量の2割 を超える増減	を
「 指定管理鳥獣対策事業 交付金事業	市町村	ツキノワグマによる被 害を防止するための施 策の推進に要する経費	事業費の4分の3 以内(国費2分の 1以内)	事業費の2割 を超える増減	事業の新設、 中止若しくは 廃止又は実施 区域の変更	に、「有
有害鳥獣捕獲の担い手 育成事業 (1) 有害鳥獣捕獲猟具 整備事業	市町村	銃猟による捕獲活動に 市町村有害鳥獣捕獲班 員として新規に参加す る者が有害鳥獣の捕獲 のために使用する銃器 の購入に要する経費	事業費の2分の1 以内	事業費の2割 を超える増減	事業量の2割 を超える増減	
(2) 捕獲技術継承支援 事業		ツキノワグマを捕獲す る技術の継承のための 講習に要する経費	1回につき定額			

害鳥獣捕獲に要する」を「有害鳥獣の捕獲に要する」に、「市町村、協議会」を「市町村及び協議会」に改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

京都府告示第190号

国土調査費補助金交付要綱(昭和52年京都府告示第559号)の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

第6第1項中「年度」の右に「(以下「交付決定年度」という。))」を加え、第6第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を第6第3項とし、第6第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地籍調査を行う場合で、調査完了の日が交付決定年度に属することとならないときは、次のそれぞれの日までに前項の実績報告書を提出するものとする。

(1) 交付決定年度の3月31日

(2) 調査完了の日から起算して15日を経過した日又は調査完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日

第10中「乙訓郡大山崎町の区域」の右に「(地籍調査の場合にあつては、京都市の区域)」を加える。

別記第6号様式中「係る」を完了したのでを「ついて」に、「基づき」を「基づき、下記のとおり」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 国土調査費補助金交付要綱第6第2項の規定により報告する場合(同項第1号の日までに報告する場合に限る。)にあつては、2の記載を要しない。

京都府告示第191号

京都府大規模建築物等耐震化支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府大規模建築物等耐震化支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

京都府大規模建築物等耐震化支援事業費補助金交付要綱（平成25年京都府告示第636号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

- (7) マンション 共同住宅である建築物のうち、耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000平方メートル以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3以上のものをいう。
- (8) 住宅 一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅である建築物（マンションを除き、店舗等の用途を兼ねる建築物（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）をいう。

別表の1の項中「1,150万円」を「1,280万円」に、「5万1,200円」を「5万7,000円」に、「8万3,800円」を「9万3,300円」に、「場合で、」を「場合で」に、「場合は5万6,300円」を「ときは6万2,700円」に改め、同表の2の

項中

「補助対象経費の額（当該補助対象経費の額が通行障害既存耐震不適格建築物の面積1平方メートルにつき5万1,200円（住宅の場合は3万4,100円、マンションの場合は5万200円（耐震診断の結果、Is値が0.3未満相当である場合は5万5,200円）、住宅以外の建築物で知事が別に定める工法である場合は8万3,800円、これら以外の建築物で、耐震診断の結果、Is値が0.3未満相当である場合は5万6,300円）を乗じて得た額を超える場合は、当該額）に15分の11を乗じて得た額（当該算出した額が2,530万円を超える場合は、2,530万円）」

を

「補助対象経費の額（当該補助対象経費の額が通行障害既存耐震不適格建築物の面積1平方メートルにつき、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれに定める額を乗じて得た額を超える場合は、当該額）に15分の11を乗じて得た額（当該算出した額が2,816万円を超える場合は、2,816万円）

- (1) 住宅 3万9,900円
- (2) マンション 5万1,700円（知事が別に定める工法による場合は8万6,400円、それ以外の工法による場合で耐震診断の結果、Is値が0.3未満相当であるときは5万6,900円）
- (3) (1)及び(2)以外の建築物 5万7,000円（知事が別に定める工法による場合は9万3,300円、それ以外の工法による場合で耐震診断の結果、Is値が0.3未満相当であるときは6万2,700円）」

に

改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。